

龍ヶ崎市財政運営の基本指針等に関する条例第19条及び同条例施工規則第11条の規定による「財政運営影響額」の公表資料

1. 事業概要

予算措置 : 龍ヶ崎市一般会計予算

【件名】文化会館大ホール非構造部材耐震改修事業
(吊り天井を膜天井へ改修)

金額 : 115,464千円

期間 : 平成29年度～平成31年度

2. 財政運営影響額

(1) 投資的経費

本事業における初期投資的費用は以下のとおりである。

年度	項目	金額(千円)	備考
29年度	文化会館大ホール非構造部材耐震改修工事实施設計	4,191	委託費
30年度	文化会館大ホール非構造部材耐震改修工事	44,509	工事請負費
31年度	文化会館大ホール非構造部材耐震改修工事	66,764	工事請負費
合計		115,464	

※ 平成30年度～平成31年度にかけて改修工事の継続費を設定している。

(2) 経常的経費

当該施設における「維持管理にかかる経常コスト」は、10年目は259千円、20年目は289千円、30年目は319千円で、30年間のトータルは8,286千円と試算した。

「事務・事業運営にかかるコスト」は、10年目は945千円、20年目は1,043千円、30年目は1,150千円で、30年間のトータルは30,034千円と試算した。

「償還金等」は、10年目は5,141千円、17年目の2,789千円で償還が終了し、30年間のトータルは76,885千円と試算した。

(3) 更新費用

屋内で用いる膜天井は、紫外線による劣化がないため、明確な耐用年数は設定されておらず、紫外線以外の外的要因により劣化が発生した場合は、その都度改修を検討するものであること、また、膜材自体の劣化の可能性が低いことから、大規模改修・

更新にかかるコストは想定していない。

※試算結果については【別紙1】を参照のこと。

3. 事業の目的及び社会的便益等

文化会館は竣工から30年以上が経過しており、ここ数年の間は中期事業計画に基づいた各種の修繕、更新工事を実施している。

大ホールの非構造部材耐震改修工事とは、現況で吊り天井となっているものを膜天井に改めるもので、東日本大震災後に定められた音楽ホール等の天井の脱落対策に係る基準に照らしたものである。

直ちに天井が落下するような状況は確認されていないが、本工事を行うことは、利用者の安全安心を確保するもの、施設の長寿命化に結び付くものとして認められ、その社会的便益性は高いものと考えられる。